



「(仮称) なんば駅前広場等における管理運営の試行に関する協定書」の変更に係る覚書

大阪市(以下「甲」という。)となんば広場マネジメント法人設立準備委員会の代表構成員である南海電気鉄道株式会社(以下「乙」という。)は、なんば駅周辺の道路空間再編社会実験の実施状況を踏まえ、令和5年11月15日付で締結した「(仮称) なんば駅前広場等における管理運営の試行に関する協定書」(以下「原協定」という。)について、下記のとおり一部変更する。

なお、本覚書により変更した条項以外の条項は、すべて原協定に規定されたとおりとする。

記

第1条 原協定第1条中「担う法人」を「担う者」に、「管理運営法人」を「次期管理運営者」に改める。

第2条 原協定第3条を次のように改める。

(事業内容)

第3条 乙は、本事業の実施において、駅前広場等の周辺の地域住民及び事業者等との連携や、合意形成を図るとともに、自律的に地域の課題に向き合うこととし、その解決に向け、駅前広場等において次の取組を実施するものとする。ただし、地域住民、事業者及び関係機関等との協議の結果、実施不要となったものを除く。なお、取組みを実施する期間は、第4号の取組を除き、次期管理運営者の管理運営が開始される日の前日までとする。

(1) 地域環境保全(維持管理)

- ・清掃
- ・歩道舗装及び道路付属物の日常メンテナンス、応急措置(道路管理者との役割分担による)
- ・自転車対策(放置自転車対策、交通ルールの周知)
- ・道路の適正利用(道路不正使用への注意喚起、荷捌きルールの運用) など

(2) 利活用

- ・休憩・待ち合わせ等滞在環境の創出
 - ・イベントなど駅前広場等の使用(以下「イベント等」という。)に係る受入れ窓口(イベント等の開催者の申し込みの日から6ヶ月後までに実施するものを対象とし、次期管理運営者の管理運営が開始される日以降に実施を予定するものも含む。)
 - ・自主イベントの開催
 - ・本道路における第三者による道路使用許可に関する調整(次期管理運営者の管理運営が開始される日の前日まで実施を予定するものを対象とする。)
 - ・広場利用料としての(仮称)維持管理協力金の徴収(次期管理運営者の管理運営が開始される日以降に実施を予定するイベント等の維持管理協力金については、着手金は乙の収入とし、残額は次期管理運営者の収入とする。)
 - ・広告事業 など
- 

- (3) 本事業に係るその他の取組
- ・甲が作成したなんば駅前広場の適正利用に関するガイドライン(案)に基づく本事業の計画作成
 - ・(1)(2)の実施に係る情報発信
 - ・(1)(2)の実施に係る事業収支の情報公開
 - ・地域魅力の情報発信
 - ・安全・防災
 - ・地域連携による回遊性向上 など
- (4) 次期管理運営者への移行業務
- ・上記(1)から(3)までの取組実施に係る注意点等の、次期管理運営者への引継ぎ(次期管理運営者の管理運営開始から2か月経過した日(以下、「引継ぎ最終日」という。)まで実施)

第3条 原協定第9条中「令和7年3月31日」を「引継ぎ最終日」に、「1年」を「令和8年3月31日まで」に改め、同条に次の1項を加える。

2 本権利を乙に無償にて行使させることのできる期間は令和5年11月23日から次期管理運営者の管理運営が開始される日の前日までとする。

第4条 原協定第23条第1項中「本権利の有効期間が終了する日」を「第9条第2項に定める期間が満了する日」に、「第9条で定める有効期間終了の日」を「次期管理運営者の管理運営が開始される日」に、「管理運営法人」を「次期管理運営者」に改める。

第5条 原協定に次の1条を加える。

(本権利の有効期間終了後の事業資金残余金の取扱い)

第29条 本権利の有効期間終了後、第3条(1)から(3)までの取組に係る全ての精算額が確定し、事業資金に残余が生じることが確実となった場合、当該残余金の取扱いについては、地域の魅力創出・活性化等を目的とした取り組みに使用するものとし、詳細については甲乙協議の上で別途定めるものとする。

以上

上記覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年2月25日

甲 大阪市

契約担当者 計画調整局長 山田 裕文



乙 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会代表構成員

南海電気鉄道株式会社

代表取締役社長 岡嶋 信行



